

税証明請求の際の

「本人確認」にご協力ください。

「マイナンバーカード」「運転免許証」などの本人確認書類が必要です。

日立市では、第三者からの虚偽の申請、又は不正な利用を一層防止するため、証明書の交付請求の際に受付窓口で請求者すべての方の本人確認を行うことになりました。

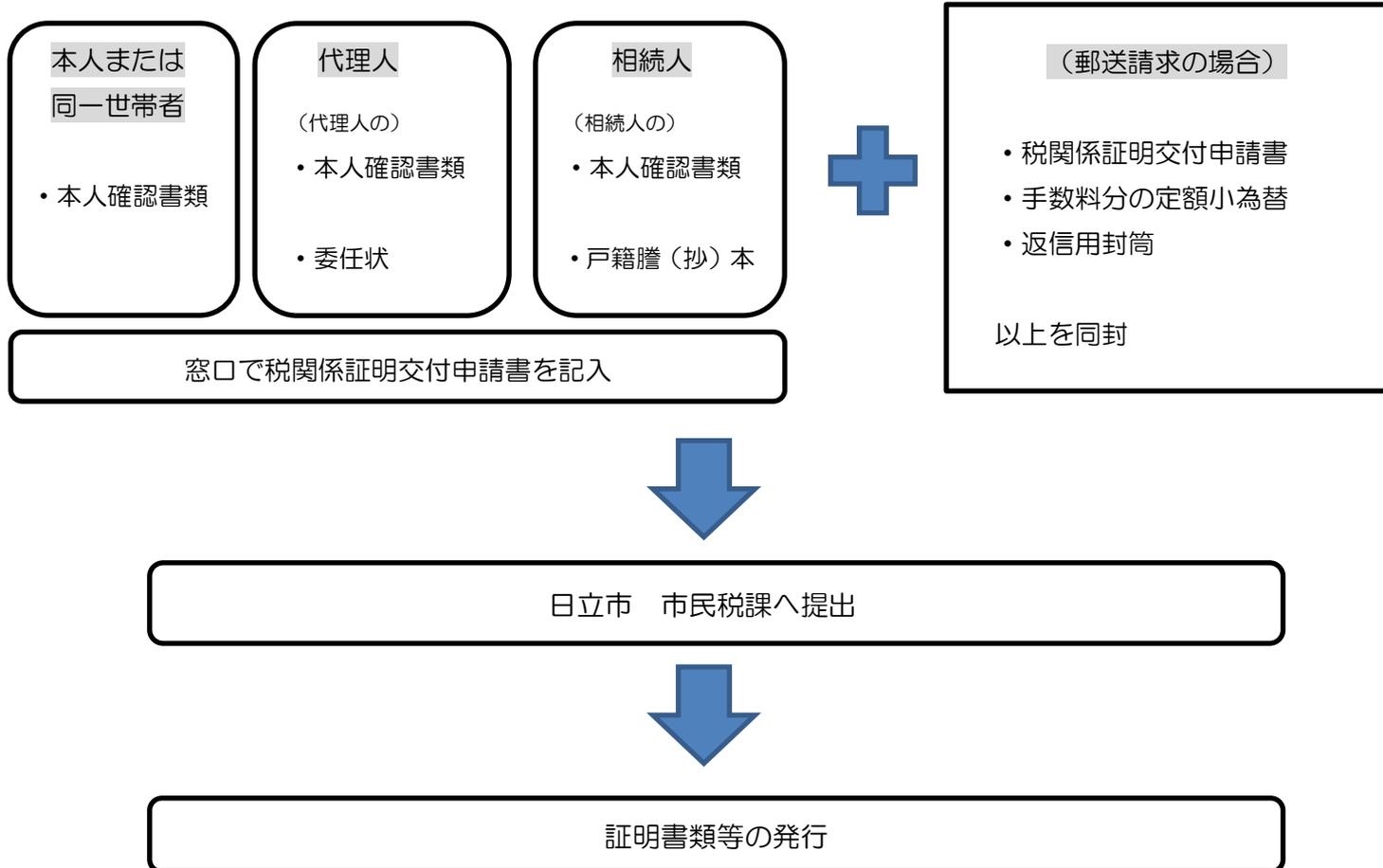
平成26年4月1日から、税証明の交付請求の際には、運転免許証などの身分証明書（裏面に一覧表があります）の提示により、窓口に来られた方が請求者本人（又は請求者本人の委任を受けた代理人）であることを確認させていただきます。

<注意点>

- ※ 代理人が請求される際には、委任者本人が記載した委任状または代理人選任届が必要です。（以下、委任状という。）委任状の書き方については裏面を参考にしてください。
- ※ 法人の請求に関しては従来通り、法人代表者印の押印が必要です。（代理人が請求する場合には代表者印の押印がある委任状が必要です。）
- ※ 郵送での請求の場合は、「本人確認書類」の写しを添付してください。
- ※ 相続人が請求される場合は、相続関係のわかる「戸籍謄（抄）本」等が必要です。

<証明発行の流れ>

請求者が・・・



<本人確認書類一覧>

① 一枚の提示で足りるもの

マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、海技免状、小型船舶操縦免許証、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する検定合格証明書、※身体障害者手帳、※療育手帳、精神障害者福祉手帳、写真付き公務員の身分証明書、在留カード、特別永住者証明書又はこれらと同等のもの

※発行後10年以上経過している手帳は、以下の「②A」の書類として確認します。

② 二枚の提示が必要なもの（Aのみ二枚またはAとBによる組み合わせ）

A

住民基本台帳カード(写真なし)、健康保険、介護保険の被保険者証、精神障害者福祉手帳(写真なし)、各種年金証書(手帳)、恩給証書、敬老手帳、生活保護受給者証、各種医療証、交付請求書状に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、その他市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類（官公署が発行するもの）、納税通知書、納入通知書又はこれらと同等のもの

B

学生証、法人（国若しくは地方公共団体を除く。）が発行した身分証明証、国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付き資格証明証（別表第3-1に掲げる書類を除く。）、その他市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類（民間が発行するもの）、クレジットカード、預金通帳又は銀行カード、診察券、民間会社の身分証明書またはこれらと同等のもの

<委任状の作成例>

記入例	代理人選任届	
代理人	住所	日立市助川町1-1-1
	氏名	日立 太郎
私は、都合により行けないため、上記の者を代理人に選任し、下記の交付申請及び受領の権限を委任します。		
記		
・令和〇〇年度(令和〇〇年中)市県民税課税証明	(1)	通
・年度土地登録事項証明	()	通
・年度家屋登録事項証明	()	通
・その他()	()	通
令和〇〇年〇〇月〇〇日		
委任者	住所(所在地)	日立市多賀町1-1-1
	フリガナ(法人名及び氏名)	フリガナ 伊崎 中部 一郎 (中判)
	連絡先電話番号	0294-12-3456
日立市長 殿		

○作成の際の注意点

- ※ 委任者の氏名につきましては、委任者本人が手書きで記入して押印してください。
(全文パソコン作成のものは受理できません。)
- ※ 委任事項の部分には、委任する届出の内容及び必要項目を記入してください。
- ※ 代理人は、本人直筆の委任状と代理人本人を証明するもの（本人確認一覧表を参照）をお持ちください。

皆さまの個人情報を守るため、
税証明を請求する際は方法をよくご確認いただき、
ご協力をお願いいたします。